

## 青森県議会出前講座実施要綱

令和7年11月19日 広報図書委員会決定

### 第1 趣旨

若者の県議会への理解と関心を高めるため、県議会議員が児童、生徒及び学生に県議会の仕組みや役割等を説明し、質疑応答や意見交換を行う「青森県議会出前講座」を実施する。

### 第2 対象

県内の小学校、中学校、高等学校及び大学（以下「学校等」という。）とする。

### 第3 実施時期

原則として、本会議や委員会等の開催日以外の平日とする。

### 第4 実施内容

議員が講師となり、県内の学校等に出向き、県議会について分かりやすく説明を行う。

原則として、時間は実施を希望する学校等の授業の1時限分とし、内容は概ね以下のとおりとする。ただし、学校等から要望がある場合には、可能な限り対応する。

- (1) あいさつ・自己紹介
- (2) 県議会の仕組みや役割、議員の仕事の説明
- (3) 質疑応答・意見交換
- (4) 感想・まとめ

### 第5 派遣する議員

- (1) 原則として、広報図書委員会に属する議員又は広報図書委員会委員長が推薦する議員2名とする。
- (2) 原則として、実施する学校等の所在地の県議会議員選挙区以外の議員かつ異なる会派等に属する議員とする。
- (3) 議員の派遣に当たっては、議員派遣の手続きを経るものとする。

## **第6 募集・決定方法等**

### **(1) 募集方法**

県教育委員会及び学校等へ案内を通知して募集する。

また、県議会ホームページ、県議会公式ＳＮＳ等、県議会の広報媒体を活用して周知を図る。

### **(2) 募集期間**

原則、実施を希望する日の前年度の1月末日までとするが、実施を希望する日の3か月前まで随時、申込みを受け付けるものとする。

### **(3) 募集件数**

概ね2件とする。

### **(4) 決定方法**

申込みのあったものについて、実施校、開催日及び派遣する議員については、広報図書委員会において決定するものとする。

## **第7 費用負担等**

原則、会場及び出前講座に必要な機材（プロジェクター、スクリーン、マイク、パソコン等）は、学校等が準備するものとする。

出前講座で使用する資料や議員の派遣に伴う費用は、県議会が負担する。

## **第8 その他**

この要綱に定めるもののほか、議員による出前講座の開催に関し必要な事項は、広報図書委員会において決定するものとする。